

令和3年度

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント  
委託業務の変更点について

水戸市高齢福祉課 地域支援センター  
(水戸市地域包括支援センター介護予防支援事業所)

## 変更点 1

委託業務内容に、契約事務の代行を  
お願いいたします

利用者と水戸市地域包括支援センター（以下「事業所」という）との介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供に係る契約締結時に、事業所職員の立会いがなくなります。




# 契約代行業務（委託業務内容）

- 1 重要事項説明書及び契約書に基づき利用者へ説明し，契約書を取り  
 交わし
- 2 個人情報に関する同意書の作成
- 3 届出の作成（被保険者証の添付）
  - ①介護予防サービス計画作成依頼届（要支援1・2の方）
  - ②第1号介護予防支援事業依頼届（事業対象者の方）



利用者との契約締結後，関係書類を当事業所へ提出する

利用者和水戸市地域包括支援センターとの介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント提供に係る契約締結等の流れ（令和3年4月以降）

地域包括支援センター		居宅介護支援事業所
業務内容	関連様式	業務内容
<p>○ 契約書、重要事項説明書、関連様式一式を居宅介護支援事業所へ<u>郵送又は窓口</u>でお渡りする。</p> <p>○ 契約書等の確認、介護保険課へ書類提出</p> <p>1 「契約書」、「重要事項説明書」各2部、「個人情報に関する同意書」、「介護予防サービス計画作成依頼届」又は「第1号介護予防支援事業依頼届」、「被保険者証」、「個人情報の提供について（依頼）」の提出状況を確認。</p> <p>2 介護予防サービス計画作成依頼届又は「第1号介護予防支援事業依頼届」、「被保険者証」を介護保険課へ提出。 個人情報の提供について介護保険課へ依頼。</p> <p>○ 当事業者印を押印した契約書、重要事項説明書各1部を利用者宛て郵送</p>	<p></p> <p>・「介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供に係る契約書」 ・「介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント重要事項説明書（兼契約書別紙）」 ・「個人情報に関する同意書」 ・「介護予防サービス計画作成依頼届」（要支援1・2の方） ・「第1号介護予防支援事業依頼届」（事業対象者の方）</p> <p></p> <p></p> <p>「認定調査票」「主治医意見書」（当事業所からのお渡し方法は、<u>窓口のみ</u>）</p>	<p>○サービス利用相談・申込の受付 利用者に連絡して、契約や初回アセスメント等に係る日程調整を行う。</p> <p>○当事業所へ契約日時等の連絡 契約書、重要事項説明書等の当事業所からの受け取り方法について、以下のとおり希望を伝える。 <b>【受け取り方法：郵送・窓口】</b></p> <p>○利用者と当事業所との契約代行（新規の委託業務）</p> <p>1 当事業所から「契約書」、「重要事項説明書」各2部、「個人情報に関する同意書」、「介護予防サービス計画作成依頼届」又は「第1号介護予防支援事業依頼届」を入手。</p> <p>2 説明と同意を得る。「契約書」、「重要事項説明書」各2部は利用者の記名押印をもらう。「個人情報に関する同意書」、「介護予防サービス計画作成依頼届」又は「第1号介護予防支援事業依頼届」、「被保険者証」をまとめ、当事業所担当者へ提出。</p> <p>○ 契約締結後、「個人情報の提供について（依頼）」を当事業所へ提出し、認定調査票・主治医意見書（要支援1・2の方のみ）を入手。（提出後1週間程度の見込み） ※入手した「認定調査票」「主治医意見書」は、介護予防サービス・支援計画作成に活用し、その後は居宅介護支援事業所内で厳重に保管する。</p>

# 令和3年度介護報酬が改定されます

## 1 基本報酬の引き上げ

報酬単価 431単位から438単位へ

## 2 新たな加算の創設

### 介護予防支援の充実

○ 介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価する新たな加算を創設。

<改定前 ⇒ 改定後>

なし ⇒ 委託連携加算 300単位／月（新設）

### 算定要件等

○ 利用者1人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定する

※ 当該加算を算定した際には、介護予防支援事業所に対して、当該加算を勘案した委託費の設定等を行うよう求める。

### 3 居宅介護支援における（看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

（看護）小規模多機能居宅介護事業所連携加算の廃止

（看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について、報酬体系の簡素化の観点から、算定実績を踏まえて、廃止。

<改定前 ⇒ 改定後>

- 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算  
300単位／月 ⇒ 廃止
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算  
300単位／月 ⇒ 廃止
- 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算  
300単位／月 ⇒ 廃止

# 令和3年度介護報酬改定に伴う変更

	令和3年3月まで	令和3年4月から
介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	431単位	438単位
初回加算	300単位	300単位
委託連携加算	—	300単位

地域区分：5級地 1単位あたり10.7円



## 変更点 2

介護報酬改定及び委託業務内容の変更に伴い  
委託料を見直します

	令和 3 年 3 月 まで (令和 3 年 4 月 国保連審査請求分)	令和 3 年 4 月 から (令和 3 年 5 月 国保連審査請求分)
初回加算なし	3,780円	3,840円
初回加算あり	6,530円	7,050円
委託連携加算 (初回加算あり)	—	10,260円

※令和 3 年 5 月 国保連審査請求分から、請求書も変更となります